熊谷市オープンデータ公開・運用基準

本市におけるオープンデータの推進のため、「熊谷市オープンデータ推進に関する基本方針」第５に基づき公開及び運用に係る基準を次のとおり定める。

１　データ作成に関する基準

(1) データ形式

オープンデータは、コンピュータで機械的に読み取り、処理し再利用されることを踏まえ、特定のアプリケーションに依存しないデータであるＣＳＶ形式での公開を基本とする。ただし、庁内におけるオープンデータの取組を広めるため、当面の間、ＣＳＶ形式以外の形式による公開を妨げない。

(2) メタデータの作成

オープンデータの作成に際し、メタデータ（公開するデータがどのようなデータであるかを説明するための情報）を作成するものとする。

(3) 公開ファイル名について

オープンデータの公開ファイル名は、利用環境により文字化け等のおそれのある日本語等の文字や、データの処理や検索に支障をきたす恐れのある記号や空白を使用しないなど､利用者の利便性に配慮するとともに､ファイル名の命名に際しては、データの内容を推察できる名称にするとともに、ファイル名の重複を避けるための工夫をすること。

(4) その他

データに使用する文字コード、日付の記載方法、ファイルプロパティに関する注意事項等、データ作成に関する基準やルールの詳細は､「熊谷市オープンデータ作成マニュアル」において別途定めるものとする。

２　公開に関する基準

(1) データの二次利用

オープンデータは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な理由があると認められる場合を除き、営利・非営利等の目的を問わず二次利用を認めるものとする。

(2) 利用条件等の明示

オープンデータの公開に際し次の事項を明示するものとする。

- 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際（以下「CC BY4.0」）」に基づく利用条件等
- 注意事項及び前提となる条件（利用規約）
- オープンデータの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報

(3) 二次利用者に対する要求事項

オープンデータの二次利用に当たり、利用者対しデータの出典の記載を求めるも

のとする。また、データを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行った旨の記載を求めるものとする。

(4) 第三者から取得したデータ等の取扱

本市が個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する場合、その可否並びに範囲及び利用条件の特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(5) 免責事項の表示

オープンデータを二次利用した者が作成した情報により、第三者や本市が損害を被った場合、二次利用した者がその責を負う旨を明示するものとする。

3　運用・管理に関する基準

(1) データの更新頻度

お知らせやイベント情報、統計情報等、データの迅速な公開やその最新性の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行うよう努めるものとする。

(2) 更新作業

オープンデータの更新は、当該データを作成又は所管する課が実施するものとする。

4　その他

行政データの作成等を外部事業者等に委託する際は、本市が当該データを二次利用可能な条件で公開できるような契約の締結に努めるものとする。

施　行

この基準は、令和４年７月１２日から施行する。